

平成十七年七月八日提出
質問第九六号

いわゆる諭旨免職に関する質問主意書

提出者
長妻昭

いわゆる諭旨免職に関する質問主意書

一 経済産業省は、大臣官房企画室の裏金作りに関して、本年六月六日付けで、前企画室長を諭旨免職にした。しかし、諭旨免職や裏金作りの事実に関して、大臣に報告したのは、約二週間後であった。そこでお尋ねする。

いわゆる諭旨免職とは、どのようなものか。どのような規定文があるのか。

なぜ、直ちに諭旨免職や裏金作りの事実を大臣に報告の上、公表しなかったのか。

なぜ、六月二十二日になって当該事実を、大臣に報告したのか。

なぜ、懲戒処分としなかったのか。

告発する予定はあるのか否か。

諭旨免職とすれば、公表せずに、秘密裏に処理できる。不祥事隠しに諭旨免職がなされていたとすれば問題である。

今回の経済産業省の対応の是非に関して内閣の見解を問う。

二 過去十年間、全府省庁での諭旨免職に関して、府省庁ごとに退職年月日、役職、具体的理由、不祥事隠

しの狙いがあったか否か、公表の有無、懲戒処分になかった理由等の実態を調査・把握して、明らかにした上で、その是非に関して内閣の見解を問う。

右質問する。